

原村環境保全条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、原村環境保全条例（平成9年原村条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(宅地等開発)

第2条 条例第2条第4号の規定による宅地等開発とは宅地等開発地内で行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 1,000平方メートル以上（道路長狭物にあつては100メートル以上）の土地の形質変更（自ら居住の用に供するための宅地造成を除く。）
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置
- (3) 10,000平方メートル以上の立木の伐採（植林のための伐採、地ごしらえを除く。）
- (4) 二以上の階数を有し、又は延べ床面積100平方メートル（増改築後100平方メートルを超える増改築にあつては10平方メートル）以上の家屋若しくは構築物の設置（ただし、農林業、畜産及び自ら居住の用に供するものを除く。）及び当該家屋若しくは構築物の用途の変更

(保健休養地開発)

第3条 条例第2条第5号の規定による保健休養地開発とは保健休養地内で行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 500平方メートル以上（道路長狭物にあつては50メートル以上、ダムにあつては高さ5メートル以上）の土地の形質変更
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置
- (3) 3,000平方メートル以上の立木伐採（植林のための伐採、地ごしらえを除く。）
- (4) 延べ床面積50平方メートル（増改築後50平方メートルを超える増改築にあつては10平方メートル）以上又は高さ9メートル以上の家屋若しくは構築物の設置及び当該家屋若しくは構築物の用途の変更

第4条 削除

(井戸等の許可申請書)

第5条 条例第15条第1項（第19条第2項において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書は、様式第1号によるものとする。

(既設井戸等からの距離)

第6条 条例第16条第1項第5号(第17条第1項において準用する場合を含む。)に規定する距離は、次の各号に定めるところによる。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 深井戸等 既設(既存)の深井戸等、ため池、水源及び河川から200メートル
- (2) 浅井戸等 既設(既存)の井戸等、ため池、水源、河川及び水路から30メートル
(完成届)

第7条 条例第18条(第19条第2項において準用する場合を含む。)に規定する完成届は、様式第2号によるものとする。

(井戸等の廃止届)

第8条 条例第20条に規定する井戸等の廃止届は、様式第3号によるものとする。

(許可を要しない機関)

第9条 条例第22条に規定する許可を要しない機関は、原村土地開発公社及びこれに準ずる機関とする。

(事前協議書)

第10条 条例第24条(第25条第2項において準用する場合を含む。)及び第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する事前協議書は、様式第4号によるものとする。

2 前項に係る事前協議のうち、審議会の意見を聴くことを要する行為については、対象敷地の隣地境界よりおおむね100メートル範囲内に居住する近隣住民(事業所等を含む。)並びに自治会等に対して行った説明会の説明資料及び議事録の写しを添付しなければならない。

3 前2項にかかわらず、太陽光発電設備の設置を計画するときは、原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(令和1年原村条例第13号)の規定に基づく事前協議書を届け出て事前協議を受けなければならない。

(開発行為許可申請書)

第11条 条例第27条第1項(第30条において準用する場合を含む。)に規定する許可申請書は、様式第5号によるものとする。

2 前項に係る開発行為のうち、審議会の意見を聴くことを要する行為については、対象敷地の隣地境界よりおおむね100メートル範囲内に居住する近隣住民(事業所等を含む。)並びに自治会等に対して行った説明会の説明資料及び議事録の写しを添付しなければならない。

らない。

(審議会の意見を聴くことを要する開発行為)

第12条 条例第28条第1項に規定する審議会の意見を聴くことを要する開発行為は、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 3,000平方メートル以上の一団の土地の形質変更
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置
- (3) 宅地等開発地内における農林業、畜産及び自ら居住の用に供するものを除く家屋若しくは構築物の新築及び用途変更
- (4) 保健休養地内における住宅、別荘及び寮等で延べ床面積300平方メートル未満のものを除く家屋若しくは構築物の新築及び用途変更
- (5) 100メートル以上の道路等長狭物の設置
- (6) 10,000平方メートル以上の一団の土地の立木伐採
(届出)

第13条 条例第29条に規定する工事着手届及び工事完了届は様式第6号、中止届は様式第7号によるものとする。

2 太陽光発電設備の設置を計画する者は、原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例で規定する届出を提出するものとする。

(道路、防火施設等の基準)

第14条 条例第31条に規定する道路、防火施設等の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路は、当該開発区域外の道路の機能を阻害することなく当該道路と接続して、これらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されているほか、次に定めるところによる。
 - ア 車道の路面幅は、4メートル（主要道路にあつては6メートル）以上とすること。
 - イ 雨水を有効に排出するために必要な側溝その他適切な施設が設けられていること。
 - ウ 交通安全のための施設が設けられていること。
- (2) 消防に必要な水利として利用できる河川、池その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は当該基準に適合していること。
- (3) 事故の防止及び防犯のため、適当な位置に外灯が設けられていること。
- (4) その他開発の規模に応じて、緑地帯又は公園用地その他の公共施設用地が確保され

ていること。

(崖等を生じる場合の工法)

第15条 条例第33条に規定する崖等が生じる場合の工法は、次に定めるところによる。

- (1) 崖の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限りその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配がとられていること。
- (2) 切土する場合において、切土した後の地盤にすべりやすい土質層がある場合は、その地盤にすべりが生じない工法によること。
- (3) 盛土する場合においては、盛土部分に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講ぜられていること。
- (4) 崖面の保護を芝張りその他の工法で措置すること。

(自然環境保全の具体的基準)

第16条 条例第34条に規定する自然環境保全のための具体的基準は、次に定めるところによる。

(1) 共通的事項

ア 現存する植生、地形等は極力残存するものとする。

イ 既存の水源等水量及び水質の維持に支障がないように水源の周辺の保護等の措置を講ずること。

ウ 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けるものとする。
やむを得ず移動する場合には擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い土石の流出防止に万全を期するものとする。なお擁壁の必要がない法面等についても植林、芝張り、植栽等現地に適した工法により緑化修景を行うものとする。

エ 集合別荘又は分譲ホテルにあっては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250平方メートル以上であること。

オ 建築物については、次のとおりとする。

- (ア) 著しく傾斜している土地及びその周辺には建築物を設置しないこと。
- (イ) 建築物の外部の色彩は周囲の自然と調和のとれたものとし、隣地境界より5メートル内は建築物を建てないこと。
- (ウ) 電気、電波、通信等公共・公益の用に供するものを除き、建築物の高さは13メートル以下とする。(最低地盤より最高部の高さ)
- (エ) 建ぺい率は、20パーセント以下、容積率は40パーセント以下とする。
- (オ) へい、その他遮へい物はできる限り設けないこと。やむを得ず設けなければな

らない場合は生垣とし、地域の植生と同種のものを使用すること。

(カ) 建築物の壁面線と路肩との距離は、主要幹線道路にあつては20メートル以上、主要道路にあつては10メートル以上とする。

カ 野生動植物の生息地、生育地、繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮がされていること。

キ 道路、防火施設等については、ウに掲げる事項のほか第14条の規定を準用する。

ク 開発により直接影響のある道路、河川等の改良又は補修等に要する経費は、原則として当該事業者の負担とする。

ケ 広告物の配置については、次のとおりとする。

(ア) 建築物の屋上に看板等を設置しないこと。

(イ) 建築物の壁面に直接塗料で書いた広告はしないこと。

(ウ) 色彩は、周辺の環境等を考慮し蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しないこと。

(2) 遊園地

ア 遊園地周辺部は修景、植栽を行うものとする。

イ 拡声器の設置については、周囲の環境に著しい悪影響を与えないよう配慮するものとする。

(3) 別荘団地

ア 開発区域内のうち次に掲げる土地は建築物を建築しないこととし保存緑地として確保するものとする。

(ア) 地形勾配が30度を超える傾斜地

(イ) 主要幹線道路の両側20メートル以内及び団地内主要道路の両側10メートル以内、その他の道路の両側5メートル以内

イ 分譲地の造成にかかる工作物は、道路、給排水施設、境界くい等居住者の日常生活に必要であり、かつ共通に整備することが適当であるもののみとする。

ウ 団地内道路の建設において擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積又は石張工とする。

エ 建築物の設置については、次のとおりとする。

(ア) 建物は2階建て以下、高さは13メートル以下とする。（最低地盤より最高部の高さ）

(イ) 建築物の建ぺい率は20パーセント以下、容積率は40パーセント以下とする。

(ウ) 建築物の外部の色彩は周囲の自然と調和のとれたものとし、隣地境界より 5 メートル内は建築物を建てないこと。

(開発協力費)

第17条 条例第36条第 1 項に規定する規則で定める地域は、(株) 三井の森、松本電気鉄道(株)、諏訪バス(株)、三井不動産(株)の開発する保健休養地とする。

2 条例第36条第 1 項に規定する開発協力費は、当該開発面積1,000平方メートル(その面積に100平方メートルに満たない端数があるときは、50平方メートル未満は切捨、50平方メートル以上は切上げる。)につき30万円とする。

(排水処理施設の構造)

第18条 条例第38条に規定する排水処理施設の構造は、別表 1 に図示するものを基準(一般家庭用)とし、これに適合するか又は同等以上の処理能力を有するものとする。

(排水処理施設の設置届等)

第19条 条例第39条に規定する排水処理施設の設置届及び完了届は、様式第 8 号及び第 9 号による。

(立入り調査職員の証)

第20条 条例第45条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

(勧告書)

第21条 条例第46条に規定する勧告は、様式第11号により行うものとする。

(措置命令書)

第22条 条例第47条に規定する措置命令は、様式第12号により行うものとする。

(措置の届出書)

第23条 条例第48条に規定する措置が完了したときの届出は、様式第13号によるものとする。

(停止命令書)

第24条 条例第49条に規定する一時停止命令は、様式第14号により行うものとする。

(原状回復命令書)

第25条 条例第50条に規定する原状回復等の命令は、様式第15号により行うものとする。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

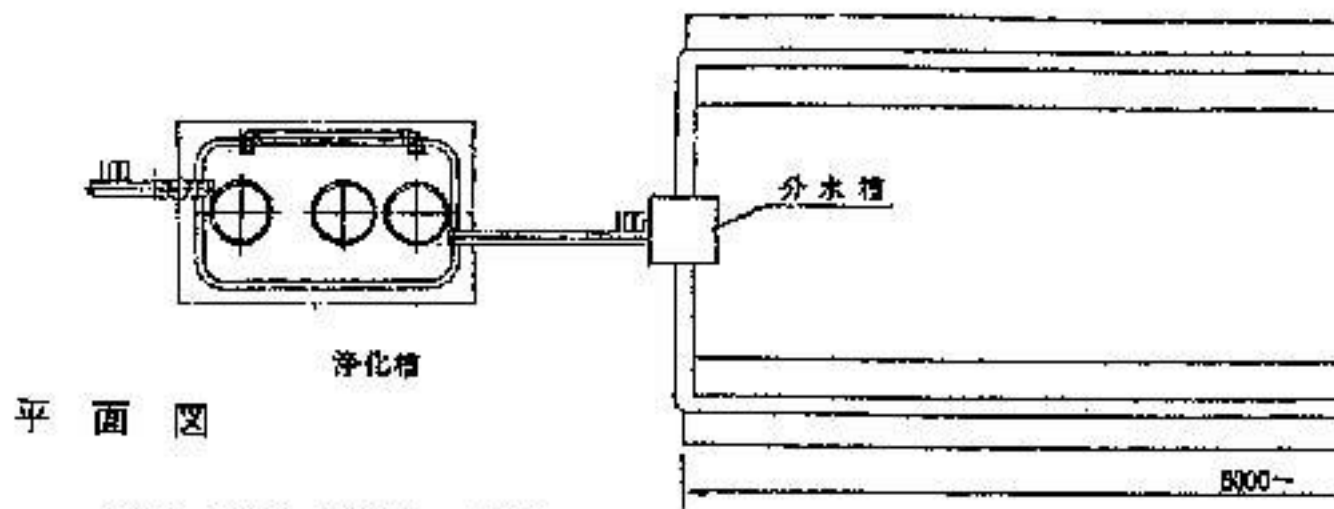
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
(原村自然環境保全条例施行規則及び原村生活環境保全条例施行規則の廃止)
- 2 原村自然環境保全条例施行規則（昭和57年規則第 5 号）及び原村生活環境保全条例施行規則（昭和54年規則第12号）は廃止する。

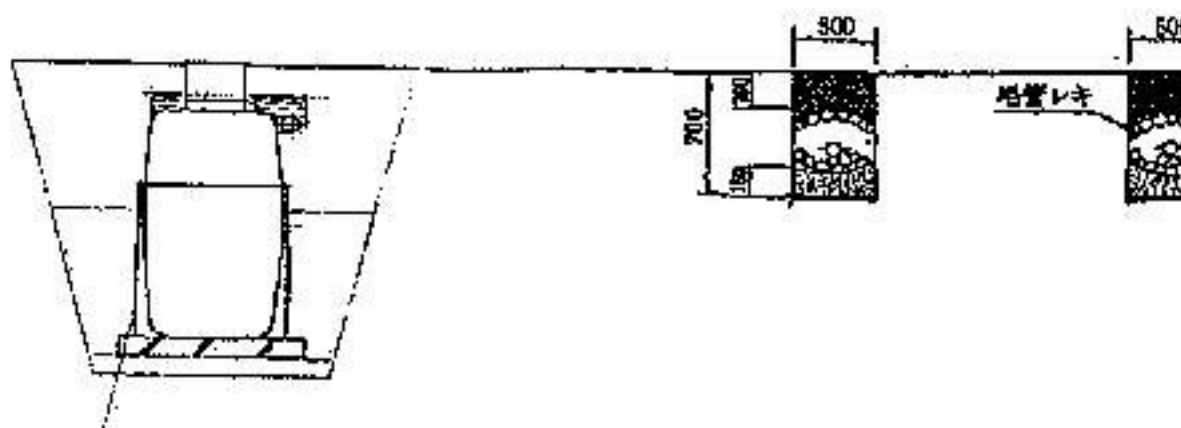
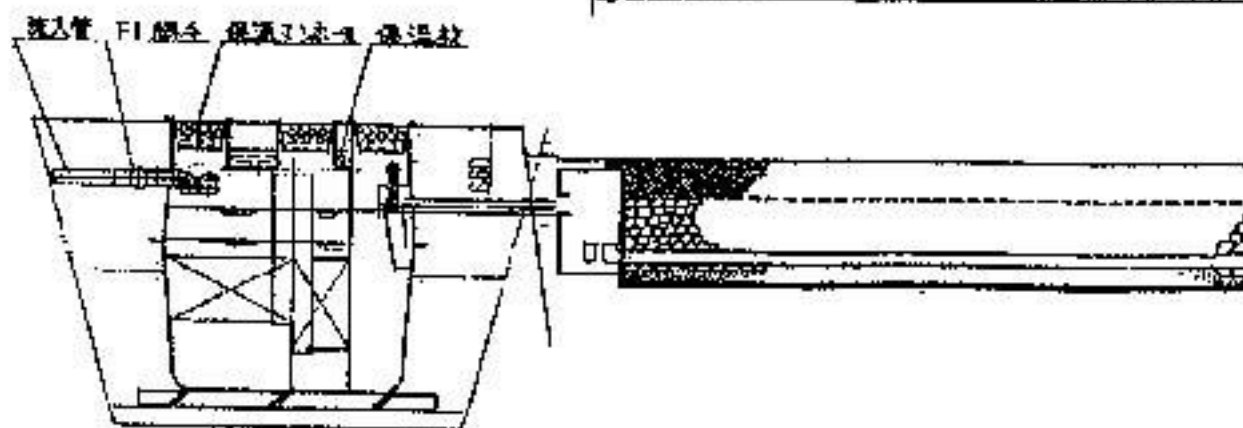
別表 1（第18条関係）

附 則

この規則は、令和 1 年10月 1 日より施行する。



平面図



原村環境保全条例施行規則

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
申請者
氏名 ㊟
(法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名)

井戸掘さく許可申請書（届書）
変更

原村環境保全条例第15条（第19条）の規定により許可を申請します。
原村環境保全条例第17条（第19条）の規定により届出ます。

記

地 下 水 の 用 途			
井 戸 等 の 設 置 場 所			
掘 さ く の 方 法			
井戸等の形状（口径）			
井 戸 等 の 深 さ	m		
ストレーナーの位置	(1)上限	m	下限 m
	(2)上限	m	下限 m
予 定 揚 水 量	m ³ /日		
ポ ン プ の 種 類			吐出口径 mm
			そ の 他
原 動 機 の 能 力	KW又は 馬力		
着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
完 成 予 定 年 月 日	年	月	日
掘さく業者住所氏名			
備考	1 井戸の位置を 1/2,500の地図に記入して添付すること。 2 井戸の深さ、ストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。 3 電気検層図又は地質形状図を添付すること。 4 他の水をもって代えることが困難な理由書を添付すること。 5 既に許可を受けてる井戸を変更しようとするときは、許可又は届出番号を記し変更しようとする事項を記入すること。		

原村環境保全条例施行規則

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
届出人
氏名 ㊟
(法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名)

井戸等の完成届書

原村環境保全条例第18条（第19条）の規定により届出ます。

記

掘さく許可年月日 及び番号	年 月 日 許可 第 号		
井戸等の設置場所			
井戸等の口径及び深さ			
ストレーナーの位置	(1)上限	m	下限 m
	(2)上限	m	下限 m
ポンプの種類			吐出口径 mm
			その他
ポンプの能力	KW、揚程 m、揚水量 m ³ /分		
自然水位	m (年 月 日測定)		
動水位（揚水位）	m (年 月 日測定)		
予使	揚水量	m ³ /日	
	揚水時間/日	時間 分	
定用	開始年月日	年 月 日	
掘さく業者住所氏名			
備考 1 井戸の位置を1/2,500の地図に記入して添付すること。 2 井戸の深さ、ストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。 3 電気検層図又は地質形状図を添付すること。 4 水質検査結果表、揚水検査結果表を添付すること。			

原村環境保全条例施行規則

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
申請者
氏名 ㊟
(法人にあってはその所在地及び代表者の氏名)

井戸等の廃止届

原村環境保全条例第20条の規定により届出ます。

記

掘さく許可年月日 及び番号	年 月 日 許可 第 号
井戸等の設置場所	
井戸等の深さ	
廃止の理由	
廃止後の処置の方法	

原村環境保全条例施行規則

様式第 4 号（第10条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名)

事前協議書（変更協議書）

原村環境保全条例第24条（第25条第 2 項）
原村環境保全条例第26条第 1 項（同条第 2 項）の規定により承認してください。

記

目 的	
種 類	
場 所	
規 模	
土 地 取 得 予 定 日	年 月 日
添 付 書 類	1 公図、位置図（1／2, 500） 2 土地利用計画書 3 水利用計画書及び排水処理計画書 4 構造物建築計画書 5 その他参考となる資料
備 考	1 規模については、その種類ごとに面積を記入すること。 2 変更の場合は、添付書類にその旨を記入すること。

原村環境保全条例施行規則

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所

申請者

氏名

㊞

（法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名）

開発行為（変更）許可申請書

原村環境保全条例第27条第1項（第30条）の規定により許可を申請します。

記

開発行為の目的	
開発行為の種類	
開発行為の場所	
開発行為の規模	
工事の予定期間	
工事施行者の住所氏名	
添付書類	1 公図、位置図（1／2, 500） 2 土地利用に関する実施計画書 3 水利用及び排水処理に関する計画書 4 構造物の位置図及び実施計画書 5 その他参考となる資料
備考	1 開発行為の規模及び工事期間はその開発行為の種類ごとに面積又は予定期間を記入すること。 2 変更の場合は、添付書類にその旨を記入すること。

原村環境保全条例施行規則

様式第 6 号（第13条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
申請者
氏名 ㊟
(法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名)

開 発 行 為 着 手 (完 了) 届

原村環境保全条例第29条の規定により届出ます。

記

開 発 行 為 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 許 可 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の種類及び規模	
開 発 行 為 の 場 所	
着 手 (完 了) 年 月 日	年 月 日
工事施行者の住所氏名	
現場責任者住所氏名	
備 考	

原村環境保全条例施行規則

様式第 7 号（第13条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
申請者
氏名 ㊟
(法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名)

開 発 行 為 の 中 止 届

原村環境保全条例第29条の規定により届出ます。

記

開 発 行 為 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 許 可 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 種 類 及 び 規 模	
開 発 行 為 の 場 所	
中 止 の 理 由	
中 止 の 内 容	

原村環境保全条例施行規則

様式第8号（第19条関係）

		年	月	日
原村長		殿		
		現住所		
		届出人		
		氏 名		
		電話番号（ ）		
		（法人にあってはその所在地及び代表者氏名）		
排水処理施設設置届				
原村環境保全条例第39条の規定により届出ます。				
1	設置場所	原村	番地	
		（行政区名）		
2	建築物の主たる用途	専用住宅・別荘・その他（ ）		
3	工期予定	年	月	日～ 年 月 日
4	工事予定業者			
5	添付書類			
	1) 案内図			
	2) 配置図			
	3) 構造図			
	4) その他、必要と認める書類			
備考 設置完了後は、7日以内に排水処理施設設置完了届を提出すること。				
		市町村受付印	管理者受付印	

原村環境保全条例施行規則

様式第9号（第19条関係）

年 月 日		
原村長 殿		
現住所		
届出人		
氏 名 ㊞		
電話番号（ ）		
（法人にあつてはその所在地及び代表者氏名）		
排水処理施設設置完了届		
原村環境保全条例第39条の規定により届出ます。		
1 設置場所 原村 番地		
（行政区名 ）		
2 建築物の主たる用途 専用住宅・別荘・その他（ ）		
3 工事完了日 年 月 日		
4 添付書類		
1）案内図		
2）詳細配管図（配置図）		
3）工事写真（施工前、中、後）		
4）その他、必要と認める書類		
※無記入	市町村受付印	管理者確認印
確認年月日 年 月 日		
氏 名 ㊞		
記 事		

上記における排水処理施設の工事につきましては、私が責任をもって施工いたしました。

住所
氏名 ㊞
（法人にあつてはその所在地及び代表者氏名）

原村環境保全条例施行規則

様式第10号（第20条関係）

（表 面）

		No.
身 分 証 明 書		
写 真	所 属	_____
	職 名	_____
	氏 名	_____
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
原村環境保全条例第45条の規定による立入調査職員であることを証明する。		
年 月 日		
原村長		㊟

（裏 面）

原村環境保全条例（抜粋）
（立入り調査）
第45条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、届出、承認、許可、苦情及び紛争の処理に関係する土地に職員を立入らせ当該土地における行為の状況を調査させることができる。
2 前項の場合において、職員は規則で定めるところによりその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

原村環境保全条例施行規則

様式第11号（第21条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 殿
(法人にあってはその所在地及び代表者氏名)

原村長 印

勸 告 書

原村環境保全条例第46条の規定により、次の保全措置をとるよう勧告する。

事 業 名	
事 業 地	
勸 告 の 内 容	
措 置 完 了 期 日	年 月 日まで
この勧告を受けたときは、措置完了期間までに必要な措置を講じ、7日以内に「措置完了届書」を提出し、その検査を受けてください。	

原村環境保全条例施行規則

様式第12号（第22条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 殿
（法人にあってはその所在地及び代表者氏名）

原村長 印

措 置 命 令 書

原村環境保全条例第47条の規定により、次の保全措置をとるよう命令する。

事 業 名	
事 業 地	
命 令 の 内 容	
措 置 完 了 期 日	年 月 日まで
1 この命令書を受けたときは措置完了期間までに命令事項に係る措置を講じ、7日以内に「措置完了届書」を提出しその検査を受けること。 2 この措置命令に違反した者は、条例の定めるところにより処罰されます。	

原村環境保全条例施行規則

様式第13号（第23条関係）

年 月 日

原村長 殿

住所
届出人
氏名 ㊞
(法人にあつてはその所在地及び代表者氏名)

措 置 完 了 届 出 書

原村環境保全条例第48条の規定により、次のとおり保全措置を完了したので届出ます。

記

事 業 名	
事 業 地	
措 置 完 了 年 月 日	年 月 日
改 善 措 置 の 内 容	

原村環境保全条例施行規則

様式第14号（第24条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 殿
（法人にあってはその所在地及び代表者氏名）

原村長 印

停 止 命 令 書

原村環境保全条例第49条の規定により、次のとおり業務の停止を命ずる。

- 1 停止を命ずる事項
- 2 停 止 期 間
- 3 停止を命ずる理由

原村環境保全条例施行規則

様式第15号（第25条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 殿
(法人にあってはその所在地及び代表者氏名)

原村長 印

原 状 回 復 命 令 書

原村環境保全条例第 条の規定により、次のとおり原状回復等を命ずる。

- 1 現状回復等を命ずる事項
- 2 現状回復等を命ずる場所
- 3 現状回復等を命ずる理由

原村環境保全条例施行規則

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第19条関係）

様式第9号（第19条関係）

様式第10号（第20条関係）

様式第11号（第21条関係）

様式第12号（第22条関係）

様式第13号（第23条関係）

様式第14号（第24条関係）

様式第15号（第25条関係）